

近世初頭における日本・メキシコ貿易の基調

箭内, 健次

<https://doi.org/10.15017/2244138>

出版情報 : 史淵. 99, pp.91-103, 1968-01-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



近世初頭における日本・メキシコ貿易の基調

箭 内 健 次

徳川政權がその確立過程において貿易振興をその重要な政策の一として採り上げたことは、基本的には戦国大名、更に豊臣政權と軌を一にするものであった。朱印船貿易を以て象徴される日本人による貿易活動奨励の原因の中には、少なくとも十六世紀中期以後、東シナ海を中心とする日本と大陸との貿易が、遠来のポルトガル資本によってはば独占されていたという厳然たる事実に対し、その体制を打開しようとする意図があつたと考えられ、この事は既に秀吉によつて試みられたことによつても理解しうるのである。¹⁾

このようにして開始せられた朱印船貿易は、原則として貿易船を仕立て、或は経営しうるあらゆる階層に認められたと考えられる。したがつてそこに見られる朱印狀被交付者には大名あり、武士あり、又商人あり、更に外国人までも挙げられる。しかし現実には彼らは京都、大阪、堺をはじめとする西国筋の都市の商人、又大名武士が大部分であり、恐らく九州の港を拠点とし、東シナ海を舞台として東南アジアの諸地域に交易を行なつたものに相違ない。

処がこの朱印船貿易とは別に徳川幕府によつてほぼ同じ時期に試みられたものに對メキシコ貿易（厳密に言えばヌエバ・エスパニヤ貿易であるので本稿では以下この名称を用いることにする）がある。これは貿易とはいへ政治色の濃厚なものであり、しかも遂に十分の成果を挙げることなく終つたものであるが、その経緯には当時の日本をめぐる國際情勢が反映している。

ヌエバ・エスパニヤは一五二一年コルテスによつてその植民地経営が始められて以来、エスパニヤの新大陸及び極東経営の中樞となつた。一五七一年以降フィリピン諸島がエスパニヤの植民地化されるに及んでは、同島経営はヌエバ・エス

パニヤの間接統治の下におかれた。したがってこの両地域を結ぶ航路はヌエバ・エスパニヤとエスパニヤ本国を結ぶ航路と共にエスパニヤの最も重要な交通路となつていた。しかも一五七六年以来フィリピンの首都マニラからヌエバ・エスパニヤのアカプルコに向う定期航路が大圏コースをとる事になってからはおのずから日本列島の東を通過する事になったものの、日本人にとりヌエバ・エスパニヤはなお未知の存在であつた。

一五九六年発生したサン・フェリッペ号事件は延いてはいわゆる二十六聖人殉教事件を誘発し、日本におけるカトリック伝道史上画期的意義をもつものとなったが、起因となつたサン・フェリッペ号はマニラからアカプルコへ向うガレオン船であり、従つて船載された東洋物資は極めて多彩且つ高価な商品であつた事は諸記録の記す所である。同船に乗組んでいた水夫の放言は殉教の遠因の一として著名であるが、これらを通じ日本の為政者は具体的にガレオン貿易及びヌエバ・エスパニヤについての若干の知識をもつに至つたことは想像に難くない。これがやがて秀吉に代り家康の登場によつて政治の上にクローズアップされたのである。

ヌエバ・エスパニヤと日本との貿易の計画が何故に日本の支配者によつて立案されたか、それを考察する前提として関東(Quantio)貿易計画があげられねばならない。関東貿易とは幕府所在の江戸に近い浦賀の地を開港し、ここに外国船を誘致して貿易を行なうことである。家康がこの計画を実現しようとした事は既に早く、一五九八年、さきの二十六聖人殉教の折、難を免れ潜伏し、秀吉の死後見出されて家康と会見したフランシスコ派の教師ジェロニモ・デ・ジェスス Jeronimo de Jesus から詳細に世界の情勢を聞いた家康は、ジェススを介してフィリピンとの間に友好関係の樹立と商船の関東来航を期待する交渉を開始したのである。この交渉の使者として派遣された家康の側近チキロウ Chiquiro はマニラに至り総督ドン・ペドロ・デ・アクニャ Don Pedro de Acuña に会見し、家康の親書を手交したことによつて秀吉のサン・フェリッペ号事件によつて断絶していた日本とフィリピンとの関係は復活したが、これは家康の着手した最初の外交交渉であつた。これを契機とした双方の間に書翰の交換が行なわれ、フィリピン政庁側でも家康の要望に応じて関東に

向け、派船したが、その船サンティアゴ・エル・メノル号は天候に災されて平戸に入港し、又一六〇二年にはエスピリツ・サント号が土佐に入るなど仲々実現をみなかったが、一六〇八年に至り漸く一船が浦賀入港するに至った。³

このような家康の関東貿易に対する希望はフィリピン政庁に対してのみ行なわれたものではなかった。衆知のごとく、一六〇〇年四月、豊後国佐志生の海岸にオランダ船リーフデ号が漂着したという報道が達すると、家康は直ちに同船を堺に廻航せしめ、同船に乗組んでいたバイロットのウィリアム・アダムズを大坂に招き、親しく来航の事情や世界の形勢を聞いた。そののち、やがて起った関ヶ原の戦いによって全国的支配権を確立するに至ると、アダムズを江戸に招き、やがて浦賀の近くの逸見に封邑を与え側近の外交顧問に登用した。これは明らかに関東貿易の創設に備えた人事であったのである。彼の関東貿易の目的はさきのジェロニモ・デ・ジェスとの交渉に明示されているのとはほぼ同じであり、即ちスエバ・エスパニヤとの通商関係の樹立と、造船技師並びに技術者招聘であった。後者の技師とは恐らく鉾山技術者を指すものである事は後に一六〇九年、前フィリピン総督ドン・ロドリグ・デ・ベンロ Don Rodrigo de Vivero が家康との間に日本―スエバ・エスパニヤ通商協定を締結した際に見られる所からも推察される。造船術については長い間の争乱と、倭寇の影響による日本人の遠洋航海の衰微によって甚だ貧弱であったという現実からの要望であり、又鉾山技術については戦国以来諸大名による鉾山の開発が積極的に行なわれており、同時に又銀は当時日本の対外貿易において決済として用いられた最大の輸出品であるという点から、一層その採掘精練が必要とされていたことは勿論であった。加えてスエバ・エスパニヤを中心とする新大陸は豊富な銀の生産国であり、加えて当時のスペイン人はその採掘に当って、水銀を用いて銀鉱石を処理する優れた混汞法を用いていた事から彼地の技師を招聘する必要を感じていた事などが家康がスエバ・エスパニヤ通商開設にかけた強い要望であったと思われる。⁴ さきにウィリアム・アダムズが家康に謁見の際、彼が造船の術に通じていた事、又数学、幾何学の知識をもっていた事はその寵愛を深めえた理由であらう。

前述のごとく家康の関東貿易開設の目的は浦賀を中心とするスエバ・エスパニヤ貿易の創設により技術者の招聘にあつ

た事は明らかであるが、単にそのみに止るものではなかったと考えられる。リーフデ号漂着をさきかけとするオランダ・イギリス商業資本のアジア進出は日本をその目標の一とする所から、これら両国船の日本出現は時期の問題であった。家康の意を体するアダムズの働きかけもあってオランダは一六〇九年に、イギリスは一六一三年日本に姿を現わし通商の許可を求めた。家康はこれに対し何れも殆んど無制限に近い自由通商許可の朱印を渡したが、その場合商館の所在は関東地区を希望した事は疑ない。しかし現実にはオランダは平戸に商館を設け、イギリスも又アダムズの要請を斥けて同じ平戸に商館を開くに至った。これら両国が何れも平戸を選んだ事は彼らの対日貿易の性格が何れも日中仲介貿易である事から、地理的にも又経済的にも遠隔の関東より有利である事と、当時対日貿易に優位にあったポルトガル船の拠点である長崎を避けた結果であると考えられ、これに加えて領主松浦鎮信の強い要請のあったことも勿論である。従って蘭英両国に關する限り家康の要望は実現をみなかった。このようにあらゆる機会を捉えて関東貿易の開設を意図した家康の狙いの中には九州における外国貿易への対策があったと思われる。

想うに十六世紀中期ポルトガル人の来航に始まる西欧諸国の対日貿易は九州を舞台として展開されていた。この結果貿易と連繫をとりつつ進められたキリスト教の伝道も急速に發展し、その中心の長崎はイエズス会の教会領という事態を齎らすに至った。この事は全国的封建支配を樹立しようとする豊臣秀吉にとって甚だ好ましからざるものとして弾圧され、その支配下に組み入れられたが、貿易に關する限り封建支配者たちはこれを自己の権力下に独占するために積極的に奨励したのである。家康も又同じ見地から貿易の奨励を企てたが、その場合関東大名としての徳川氏には九州に尚十分の基盤を持ちえなかったのである。勿論逸早く長崎を天領下に収め、奉行として腹心の小笠原一庵を特に任命したが、権力は充分發揮しうる段階ではなかった。家康の関東貿易はこの九州貿易の現状と関連して意図されたものとみるべきであろう。

前述のごとく貿易の振興は徳川政權にとりこの時点においては最も重要な政策の一であった。天領も少なく、又譜代勢

力の微弱さと加えて貢租体系の未整備とは必然的に貿易による利潤の獲得に重点をおかざるをえなかったものである。しかも外国貿易は依然としてポルトガル商人によつて独占に近く、大きな制約をうけている状態であつた。従つて当面の貿易上の問題はこのポルトガル貿易の独占体制の打破に注がざるをえなかったと考えられる。その打破の一段として外国貿易を少なくとも形の上では日本人に自由に解放する政策が望ましく、朱印船貿易はこのような意図の下に生まれ出たものであらう。これは朱印による徳川幕府の確認の下に行なわれたものではあるが、これは家康がこれら朱印船の渡航地の官憲との間に取交された書翰の中にも見えるようにこれによつて海賊船——東南アジアの諸国官憲には多年に亘り被害をうけていたものであるが——でない事を相手側に確認させる事により、交易の円滑化を図るといふ実利を狙つたものであり、当初はこれが後年——具体的にいえば一六一六年以降と考えられるが——のような貿易統制を目指したものではなかったのである。

このように外国貿易を日本人の手に収める方向を全面的に促進せしめるとともに、ポルトガル以後の国々の対日貿易活動を積極的に奨励する政策を打出した。このためには秀吉の末年、キリスト教徒処刑をめぐり破局に瀕したエスパニヤのフィリピン政庁との間にもジェロニモを通じ交渉の再開を推進した事は前述の通りである。カトリックの日本国内伝道に對しては基本的には反対であるにも拘らず、その危険を冒しても敢てこの挙に出た。更にリーフデ号の来航以来ヨーロッパ諸国の極東貿易の新しい展開に則応して、オランダ・イギリス両国の来航、通商開始を積極的に奨励するに至つた。これらの動きの中には一貫してポルトガル独占貿易に對する対応策を察知することができるのである。しかもこの際、貿易の利潤の吸収を一層確實にするために自己の領内にある浦賀を恰も九州における長崎のごとく拠点として制握する事が有効であると考えたものと思われる。勿論関東貿易を推進する反面、長崎貿易に對して幕府の特權を行使することを怠らなかつた。最も重要な輸入商品である白糸に關して「將軍糸」と称せられるように先買購入權を行使した事、長崎奉行とはいつても、行政官としてよりむしろ商務官の行動をとらしめた事などは何れも長崎貿易に對する幕府の意向を反映したも

のではあるが、尚九州における外国貿易権とくに長崎での支配体制を完成する事は十七世紀初頭においては不充分であった。その意味からも関東貿易に対する期待は強かったのは事実であった。この意味で関東貿易には経済的よりむしろ政治的色彩の濃いものがあったと考えられる。

政治的見地が優位する関東貿易は実利的な長崎貿易には相抗すべくもなかった。家康の期待は次々に打破られ、貿易の拠点は長崎や平戸など九州の諸港に定着した。ここに局面の打開としてクローズ・アップされたのがヌエバ・エスパニヤ貿易であり、これは関東貿易の延長ともいえるものであった。

家康がヌエバ・エスパニヤ貿易に対する希望は既にジェロニモ・デ・ジェススに対し表明したようにフィリピン交渉の一環として考慮されていた。しかし仲々実現をみず辛うじて一六〇八年浦賀入港が実現したにすぎなかった。処が翌一六〇九年（慶長十四年）図らずも前フィリピン臨時総督ドン・ロドリゴの乗船するサン・フランシスコ号が上総国岩和田に漂着し、やがて家康と駿府において会見するに及び、俄に具体化するに至った。

家康は既に慶長十年（一六〇五）征夷大將軍の職を辞して駿府に移り、秀忠がその跡をついだが現実の政務の指導権は家康にあるという二元政治が行なわれていたと見られる。ロドリゴは江戸において秀忠に謁見ののち、慶長十四年十月初旬外交交渉に入った。ここに展開された双方の主張は、ロドリゴは日本国内における宣教師の保護、オランダ人の追放及びエスパニヤ国との親交を求めた。これに対し家康側はむしろ受身であり、ロドリゴの申出に対しオランダ人追放以外は原則的に承認し、ただ鉾山技師の派遣を求めるにとどまっている。そして協議の結果鉾山技師派遣にあたってはその生産高の半分の採掘者に、残り半分を家康とエスパニヤ国王とで折半するとの提案が行なわれたのち、ロドリゴ帰国に当っては船を提供し、京都の商人田中勝助を乗船せしめたが、その際交付された朱印にはヌエバ・エスパニヤからの商船の派遣については無条件に容認する旨が記されている。文面は同年即ち慶長十四年七月二十五日、オランダに対する通商許可の朱印と殆んど同一の方針である。

ヌエバ・エスパニヤに対する通商の希望は前述のごとく、既に慶長六年十月、家康のフィリピン総督ペドロ・デ・アクニヤに対する書翰に表明されていたが、その後八年にして漸く具体化するに至ったのであるが、他方この事はエスパニヤ側にとつても、マニラからアカブルコへの長途の帰航の際の避難港として寄港の許可権を与えられたことは歓迎すべきことであつた。したがつてこの場合は明らかに関東の港が予想されていた。ここに関東即ち浦賀を拠点とする対外交渉はヌエバ・エスパニヤとの間に正式に開始されることになったが、外交に伴う貿易の内容については明確ではなかつた。ロドリゴ自身としても外交開始の目的は経済的利益よりもむしろ政治的・宗教的利益に重点をおいていたことは明らかである。彼自身その書翰の中に日本人がキリスト教受容の余地の多いことを認め、布教により人心を収めることにより、やがて日本にイスパニヤ王の君臨する事を期待すると述べているのはその明瞭な証拠といふべきである。他方家康としては無条件に商船の来航を歓迎する態度に出た事はこの時点における彼の心境を物語っている。即ちいかに外国船の来航を期待したかはその例としてこの前年慶長十三年八月六日付を以てフィリピン総督に対し、フィリピン在住日本人の行動に対する取締りを先方に一任して外交関係への影響に配慮を加え、又十四年七月二十五日にはポルトガル商船の根拠地であるマカオに日本商人が進出した事によって生じた紛争に対しても其地の法度に一任するなど極端にまで先方の意向に迎合する態度に出ていることは徳川政権の基調の中に貿易の振興の占める役割が依然として大であることを示している。

しかしこのような態度もやがて大きく変化した。無条件で開始されたヌエバ・エスパニヤとの外交も慶長十七年六月の家康の書翰には一応の友好関係は認めながらも、日本は神国であり、神仏崇敬の国であるが、貴国の説く法はこれと甚だ異なるものであり、この法を弘める事は無用である。双方の求める所はただ商売の利のみであると宣言している。しかも異国渡海朱印帳には本書と関連して、ヌエバ・エスパニヤとフィリピンに対する朱印にふれて、

口二通之御朱印ハ今度彼国之法御払候間、意趣可有之ニ付、先船ヲ渡候事無用之由被仰出候故、不相認也。¹¹
として原因をキリシタンの禁令に基づくものとしている。これは恐らく同年二月に起こった岡本大八事件を指しているも

のと思われる。ここに見える考え方、即ち貿易は奨励しながらも、布教は斥ける思想はかつての秀吉の場合と同様であり、久しく影をひそめた宗教貿易の分離主義が表面に出た事を物語っている。

思うに家康のキリスト教に対する態度は、慶長十年、フィリピン総督ペドロ・デ・アクニャに宛てた書翰に明らかなごとく黙認の方針であり、これは貿易の伸展を図るための暫定的方策であつた。しかし現実には一六〇〇年のクレメント八世の勅書の公布を契機として、フィリピンを経由するフランシスコ・ドミニコ・アゴスチノなどの修道会は相ついで宣教師を日本に派遣して伝道に従事せしめた。この事は当然の事ながら日本国内におけるキリスト教勢力を増大せしめるとともに、各派間の対立を助長するに至つたのである。この間にあって家康を中核とする幕閣首脳部は、貿易と布教の調整をいかに行なうかその契機を模索していたと考えられる。貿易を布教より遮断せしめるためには、布教と密着するポルトガル貿易を遮断する事が有効ではあつたが、十七世紀の初頭においては尚ポルトガル貿易が日本全貿易に占める優越性は大きく、これを断行する事は事実上不可能であつた。従つてこれを解決する方法としては、一面においてポルトガル貿易を統制してその独占的利潤を制限するとともに、他方朱印船貿易をはじめとする其他の貿易を奨励する方策が打出されたものであらう。前者に対して試みられた糸割符仕法は貿易の主導権をポルトガル商人から堺、京都、長崎三都市の豪商を以て構成された糸割符年寄の手に移行せしめようとする意図が秘められており、後者については、オランダ、ヌエバ・エスパニヤ、更に後にはイギリスに対して示された無条件自由貿易の許容に見られる態度がこれを物語っている。岡本大八事件を契機として打出されたキリスト教に対する禁圧方針は同じ年の八月六日のキリスト教禁令となり、更に翌慶長十八年十二月二十二日の禁令に発展し、徳川幕府の方針はここに明確に具現することになった。このような急速な推移のかげには、右に述べた貿易環境の変化が大きく影響していると見るべきであらう。ヌエバ・エスパニヤとの外交交渉の蔭の立役者としてフランシスコ派の教師のルイス・ソテロがあり、この交渉を自派の伝道の発展に利用しようとする動きを察しては、家康とても警戒せざるをえなかつたのも当然であつたと考えられる。

慶長十七年に見られた分離主義は、まもなく強行されたキリスト教禁令の影響をうけてその姿を消した。ヌエバ・エスパニヤとの通商はこれを以て事実上途絶したと考えられる。さきに慶長十五年六月、家康の要請をうけて貿易開始の交渉に浦賀を出帆したフランススコ派の教師アロンソ・ムニョスはその後エスパニヤ政府によって受け入れられ、その使者としてディエゴ・デ・サンタ・カタリナらは元和元年閏六月、浦賀に入港し、家康及び秀忠に謁見してエスパニヤ国王からの返書及び進物を呈上したが、時は大坂夏陣直後であり、何等好遇されることがなかった。これは、幕閣が既にヌエバ・エスパニヤとの貿易に何等の関心をも抱かなかった事を物語っている。

かくして家康の強い関心を以て計画された関東貿易は実質的には何の成果をも挙げる事なく終った。その原因について考えるならば関東貿易はもとと極めて実現の可能性の少ない計画であったことである。当時の日本をめぐる国際貿易の中核は日中仲介貿易であり、そのためにも九州地区は地理的事情からも遙に有利であった。関東貿易は経済的よりもすぐれて政治的見地より立案されたものではあったが、オランダ及びイギリスには敬遠され、最後に望を託したのはヌエバ・エスパニヤ貿易であった。そのためには宣教師による布教活動も敢て黙認したが、サン・フランシスコ派の活動はソテロを中心に次第に積極的になり、加えて慶長十六年四月浦賀に入港したセバスチャン・ビスカイノが日本近海に存在すると伝えられた金銀島探險の目的で各港湾の測量を行なった事は、オランダ人から日本征服の準備であると進言された事により一層警戒視するに至り、やがて禁教方針の確立によってこれを断念するに至ったのである。

なおこれと共にヌエバ・エスパニヤ貿易を挫折せしめた原因はエスパニヤ側にもあった。マニラからアカブルコへの帰航の際の避難港としての意味ならばとなく、貿易を行なうことは単的にみて日本とフィリピンとの貿易に他ならない。衆知のごとく日本とフィリピンとの貿易はエスパニヤの殖民統治開始以前から日本船による一方的形式を以て行なわれていた。天正十四年、エスパニヤ船平戸来航を契機として公式の通交が開始せられた以後も同様であり、やがて豊臣秀吉による招降事件を通じて、フィリピン政庁は日本船の来航を海寇として警戒し、正式通交関係樹立によってこれを防止しよう

とした。家康によって開かれた朱印船貿易においてフィリピンは最も多く朱印状の発給された地域であった。従て数多くの日本商船が彼地に渡航し、在住イスパニヤ人及び華僑と交易し、やがてマニラには日本町の成立をみるに至り、その人口も最高三千人にも及んだ事は著明な事実であった。¹⁹⁾

このような貿易環境の下においてイスパニヤの商船の日本渡航は極めて寥々たるものであった。即ち日比貿易は終始日本商人による独壇場であった。この事はインド法の条文を通じても察知される所である。²⁰⁾これはいかなる理由によるものか。換言すればイスパニヤ人は何故日本通商を積極的に行なわなかったのか。現象面を以て見るならば彼らは対日交通をすべてカトリック——この場合にはフランシスコ・ドミニコ、アゴスチノらの修道会を指す——の伝道として利用したのである。この結果、東日本にはこれら修道会の伝道は急速に進展した。これに対し貿易はその市場が九州の地を目標とする場合にはともかく、関東を指向する限り——家康の強い要望に応ずる意味において——多くの難点をもっていた。このヌエバ・エスパニヤと日本との貿易が家康とロドリゴとの間の協定によって開始されようとする時、マニラにおいて強い反対意見が生じた。ロドリゴの乗船していたサン・フランシスコ号の船長ファン・セビコの論ずる所によれば、日本が必要とする物資はマカオ貿易のみで十分であり、マカオとマニラ双方より輸入する時は彼らの利益が減少する恐れあること、又マカオにおいてはポルトガル商人が独占的に対日貿易品を取扱っているに對し、マニラではエスパニヤ商人と日本商人が中国商人より生糸を購入するため価格が高騰する事によって生ずる不利をあげ、エスパニヤの商人が日本貿易を行なう事によつてマカオ商人の損害の多いことを挙げている。²¹⁾元来ポルトガル人は対日貿易の根幹である生糸を広東市場で購入してこれを直接日本に舶載するが、エスパニヤ人の場合は中国の商人によつて大陸からマニラに運ばれたものをマニラにおいて購入するものであり、これはむしろ新大陸に輸出する事によって多額の利潤をあげたものであった。マニラ・アカプルコを結ぶいわゆるガレオン貿易は中国産の生糸と新大陸の銀を以て代表される交換貿易であり、マニラはその中継地としての性格をもっていたのである。しかもエスパニヤのフィリピン植民経営が進むにつれ、新大陸よりマニラに渡ったエ

スパニヤ商人たちはマニラに定住してマニラ商人を形成し、植民地役人と結びつき、新大陸の商人層とは次第にその対立を深めていたことは注目される所である。この問題については別に論ずるつもりであるが、さきのセビコの論ずる処に見られるようにマニラ貿易とマカオ貿易との間の共存の考えが現われた事は注目すべき所である。もともとポルトガルの東洋進出に対抗するエスパニヤの極東水域の植民活動はそれぞれの貿易の拠点であるマカオ、マニラの対立となった事は著名な事実であり、それは両国が同一国王を戴く政治条件となっても解消しなかった。処が極東水域にオランダ、次いでイギリスが進出するに及び漸く共存の傾向を強めるに至ったのである。日本とヌエバ・エスパニヤとの間の貿易——日本とフィリピン貿易との関連における——の開始にあたっても、それがマカオの日本貿易に多大の影響を与えることを懼れるマニラ商人たちはその反対を唱える態度に出たと思うのである。

このような現地マニラ商人の反対に対し、立案者のドン・ロドリゴはむしろ賛成意見を表明している。しかし仔細に観察する時、それは前総督という政治的立場からであり、その意図する所は国交の開始によって、キリスト教伝道による精神的征服を意図したものである事は皇帝への書翰の行間に見える所である。いわんやエスパニヤ皇帝が日本国に君臨する事を期待するなど明らかに宗教的目的が第一であったと想像される⁽²⁾。

このような日本—ヌエバ・エスパニヤ貿易の開設に伴うエスパニヤ人の思惑は日本における禁教の断行によって消極化するに至ったのは当然であった。所詮この貿易は徳川政権エイスパニヤ政庁との政治的意図によって計画されたものであり、経済性の裏付のない所に実現を見ずして終った根本原因があったと考えられるのである。

なおこれと関連する事件としていわゆる伊達政宗による慶長遣欧使節の派遣がある。これはルイス・ソテロによる宗教的見地からする工作と伊達政宗によるヌエバ・エスパニヤ貿易希望とが合致したものと考えられる。政宗がソテロに会见し、領内の港に寄港歓迎の意思表示をしたのは一六一一年の事であり、まだ幕府の禁教令の公布以前であった。従ってこの時点においては通商開始の実現の可能性は国内政治の上では可能であった。支倉六右衛門の出帆は一六一三年十月であ

ったが、この時は既に国内では禁教方針がようやく明確にされ初めた時ではあったが、尚全国的に励行されなかったが最早その使節の成果は期待しえぬ環境にあったとみるべきであろう。²³

註

頁一二六—一二三〇を見よ。

(1) 拙稿「朱印船制度創設に関する一考察」(史淵第九十三号)

(8) 秀忠の朱印状は左の通りである。

(2) アントニオ・デ・モルガ著「フィリピン諸島誌」(大航海時代叢書第七卷)、頁一八四—七

日本国征夷大将軍源秀忠

(3) 増訂異国日記抄(異国叢書所収)、頁一一〇

のひすはんやより至本邦船可令渡海之由、前呂宋国王被中

(4) 岡田章雄、「三浦按針」頁八十二

贈候、日域之地、雖為何之津湊著岸之儀不可有異儀候、随

(5) これに關しては北島正元「江戸幕府の権力構造」を参照せよ。

而鑑五領相送之、委曲伴天連ふらいあるんそむによす、ふ

(6) 長崎の天領化の時期については必しも明確ではない。諸記録によれば慶長五年、六年、八年と一致しない。一般的には慶長八年四月、幕府の成立した直後、三河海賊衆の小笠原氏の一族の小笠原一庵を法印に任じ、法体のまま長崎奉行に任命して現地に下らせた(北島前掲書頁二九九)以後と考えられているが、小笠原の前の寺沢志康守は秀吉時代に長崎奉行に任ぜられ、彼は関ヶ原戦以後も引つづき在任したが、彼は戦後は徳川家康に近ずいたことも事実である。しかしし広高の奉行は「預り」であり、小笠原以後とは形態を異にしている。従って結論的にみて関ヶ原役終了後天領的性格を強め、小笠原の就任によって名実共に天領となつたと見るべきであろう。

らいるいすそてろ可申候也

(7) 家康とロドリゴの間において行われた協定条項については「ドン・ロドリゴ日本見聞録」(村上直次郎訳異国叢書所収)

慶長十五年五月四日

(8) 増訂異国日記抄(異国叢書所収)、頁一一〇

増訂異国日記抄頁二三九

(9) ドン・ロドリゴ日本見聞録所収「二六〇年五月三日国王宛書簡」頁一一五—六。

増訂異国日記抄頁十三—四。

(10) 前掲書頁四十。

前掲書頁六四—六七。

(11) 前掲書頁三二。

モルガ「フィリピン諸島誌」頁二七—七八。

(12) このクレメント八世の勅書はこれら三派の極東進出は認めるが、その経路はポルトガルの商業活動と同じであるべきことを規定しているが、現実には後段の条件を無視してフィリピンから日本伝道に入国したものである。(パジェス「日本切支丹宗門史」(岩波文庫所収)上巻頁五五—六。

このクレメント八世の勅書はこれら三派の極東進出は認めるが、その経路はポルトガルの商業活動と同じであるべきことを規定しているが、現実には後段の条件を無視してフィリピンから日本伝道に入国したものである。(パジェス「日本切支丹宗門史」(岩波文庫所収)上巻頁五五—六。

(13) 家康とロドリゴの間において行われた協定条項については「ドン・ロドリゴ日本見聞録」(村上直次郎訳異国叢書所収)

増訂異国日記抄頁十三—四。

(14) 前掲書頁四十。

前掲書頁六四—六七。

(15) 前掲書頁三二。

モルガ「フィリピン諸島誌」頁二七—七八。

(16) このクレメント八世の勅書はこれら三派の極東進出は認めるが、その経路はポルトガルの商業活動と同じであるべきことを規定しているが、現実には後段の条件を無視してフィリピンから日本伝道に入国したものである。(パジェス「日本切支丹宗門史」(岩波文庫所収)上巻頁五五—六。

このクレメント八世の勅書はこれら三派の極東進出は認めるが、その経路はポルトガルの商業活動と同じであるべきことを規定しているが、現実には後段の条件を無視してフィリピンから日本伝道に入国したものである。(パジェス「日本切支丹宗門史」(岩波文庫所収)上巻頁五五—六。

(17) 家康とロドリゴの間において行われた協定条項については「ドン・ロドリゴ日本見聞録」(村上直次郎訳異国叢書所収)

増訂異国日記抄頁十三—四。

(18) 前掲書頁四十。

前掲書頁六四—六七。

(19) 前掲書頁三二。

モルガ「フィリピン諸島誌」頁二七—七八。

(20) このクレメント八世の勅書はこれら三派の極東進出は認めるが、その経路はポルトガルの商業活動と同じであるべきことを規定しているが、現実には後段の条件を無視してフィリピンから日本伝道に入国したものである。(パジェス「日本切支丹宗門史」(岩波文庫所収)上巻頁五五—六。

このクレメント八世の勅書はこれら三派の極東進出は認めるが、その経路はポルトガルの商業活動と同じであるべきことを規定しているが、現実には後段の条件を無視してフィリピンから日本伝道に入国したものである。(パジェス「日本切支丹宗門史」(岩波文庫所収)上巻頁五五—六。

(21) 家康とロドリゴの間において行われた協定条項については「ドン・ロドリゴ日本見聞録」(村上直次郎訳異国叢書所収)

増訂異国日記抄頁十三—四。

- (17) エスパニヤ国王からの書簡は異国往復書翰集（異国叢書所収、村上直次郎訳）頁九七一〇〇に収められている。
- (18) 「ビスカイノ金銀島探領報告」（異国叢書所収村上直次郎訳）頁二二六―七。
- (19) 岩生成一「南洋日本町の研究」頁二五七。
- (20) *Recopilacion de las leyes de las Indias lib IX tit XX-XXV*. ここにおいてはフィリピンと日本との貿易はフィリピンの市民によって行わるべきである事が布告されている

- が、これはとりも直さず日本人によって独占されていることを裏書しているといえる。
- (21) ドン・ロドリゴ日本見聞録附録所収、一六二〇年六月二十日セビコより国王への書翰、頁一六八―一七〇。
- (22) 前掲書附録頁一一三―一一八。
- (23) 本論は徳川政権の貿易政策に主眼をおいたので伊達政宗の遣使の問題は一応論外とした。